朝霞市立朝霞第三小学校

水害発生時の緊急対応マニュアル（児童在校時）

水害発生のおそれ

緊急避難準備情報（危機管理室より）

避　難　勧　告（市災害対策本部より）

水害対策本部設置

※校長、教頭、教務主任、安全教育主任等

①児童の安全確認

②情報収集：通学路の道路、河川、橋、堤防の状況。
上内間木・下内間木地区の浸水状況、

③施設・設備の被害状況等確認、危険箇所の立入禁止措置

対応の判断・決定

①状況観察継続
②緊急引渡開始
③朝霞第七小学校への移動開始

緊急引渡カードによる引渡

○校長…全体指揮

○教頭…**保護者への情報伝達。**
市教委、警察、消防への連絡。
地域対応班と連携し、飲料水、食料、衣料品等の確保。

○登校班担当職員…引渡対応

○非担当職員
…放課後児童クラブとの連携、保護者との個別連絡

朝霞第七小学校への移動開始

○校長…全体指揮及び七小との連携

○教務主任…七小移動本部の設置準備及び設営
（引渡カード、トランシーバーの携行等）

○担任教諭…児童引率、引渡準備

○担任外職員…立哨、七小への移動の安全確保

○教頭…三小本部に残り**保護者への情報伝達。**
市教委、警察、消防への連絡。情報収集継続。
保護者への対応。避難市民への対応。

保護者への情報伝達

※教頭または教務主任及び情報教育担当職員

【伝達情報】（１）児童の安否等の現状
（２）引き渡し場所及び開始時刻
（３）学校側の緊急連絡窓口先
（４）翌日以降の見通し

【伝達方法】①学校ホームページ緊急連絡サイト
②三小メール　③地区連絡網
④すまいるＦＭ（76.7MHz）　⑤防災無線放送

七小へ移動完了後、緊急引渡カードによる引渡開始

○復旧に向けた翌日以降の対応策の検討
○メンタル面を中心とした児童の心身のケア
◎全児童の保護者への引渡完了を確認した後、市教委へ連絡